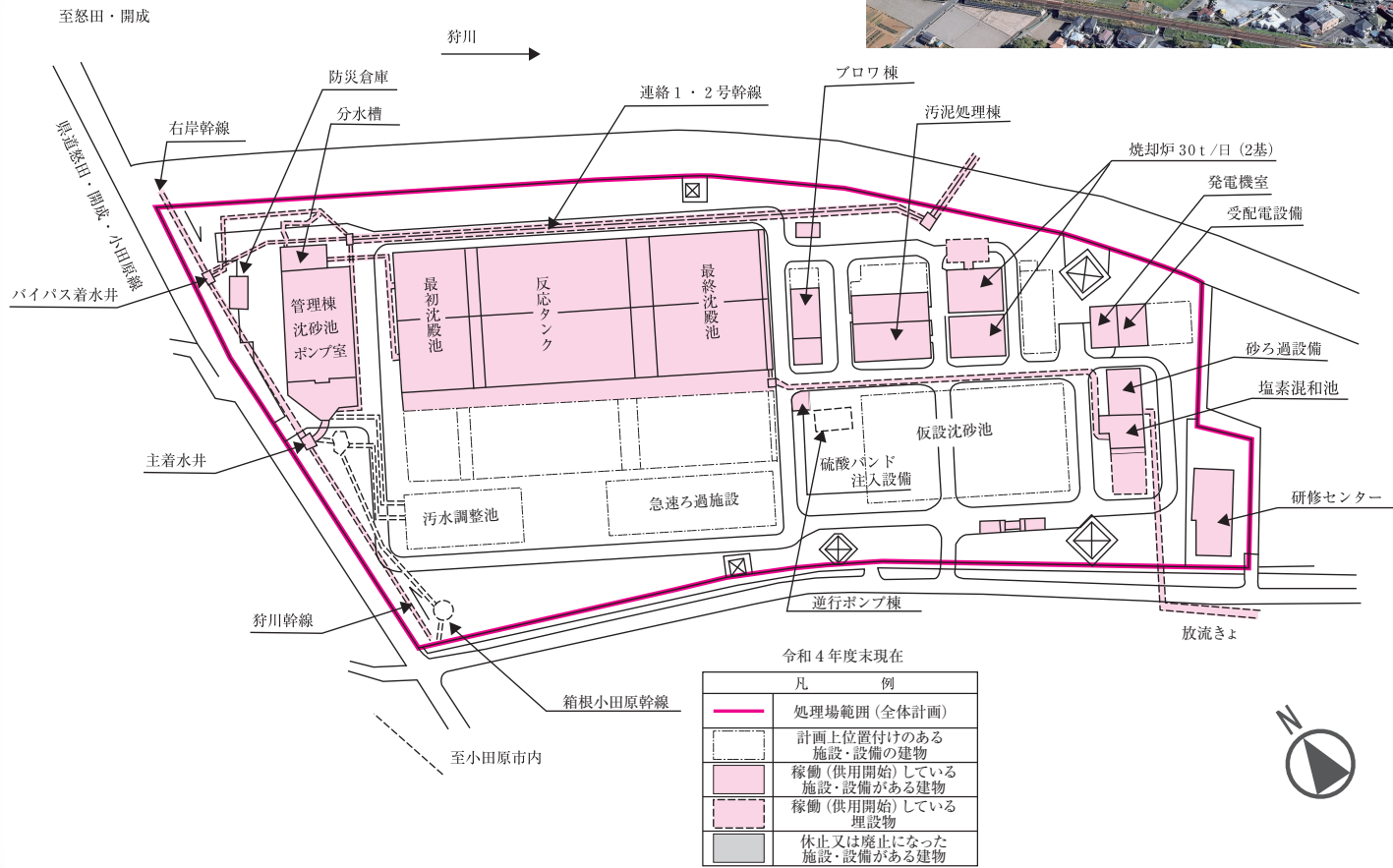


# 扇町水再生センター

扇町水再生センターは、酒匂川河口から上流へ3kmの小田原市扇町に位置し、平成9年7月に処理を開始しました。

現在は、一日に55,120m<sup>3</sup>/日最大の下水を処理する水処理施設(2系列)や汚泥処理施設が稼働しています。

※事業計画上、水処理施設は3系列で82,670m<sup>3</sup>/日最大です。

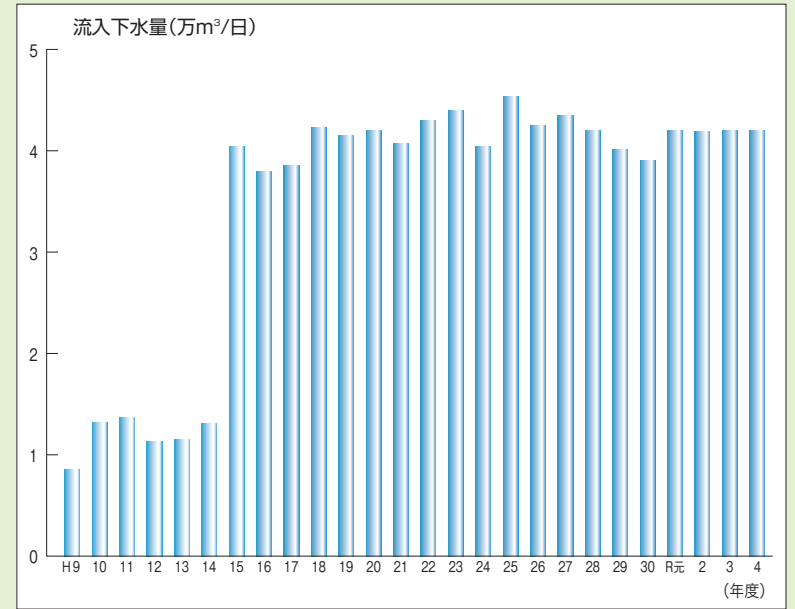


## ●事業進捗状況

(令和4年度末現在)

施設名	能力及び内容	備考	
水処理施設	1~2系列 55,120m <sup>3</sup> /日最大		
汚泥濃縮設備	重力濃縮槽 3槽		
汚泥脱水設備	ベルトプレス脱水機 2台 スクリーンプレス脱水機 1台		
汚泥焼却炉	30t/日 焼却炉 2基		
非常用自家発電設備	1,000kVA 1台		
管きよ (流域幹線)	右岸幹線	14,110m	進捗率100%
	狩川幹線	3,200m	100%
	連絡1号幹線	1,200m	100%
	右岸放流きよ	830m	100%
	箱根小田原幹線	0m	0%
計		19,340m	68%
ポンプ場			

## ●流入下水量の推移



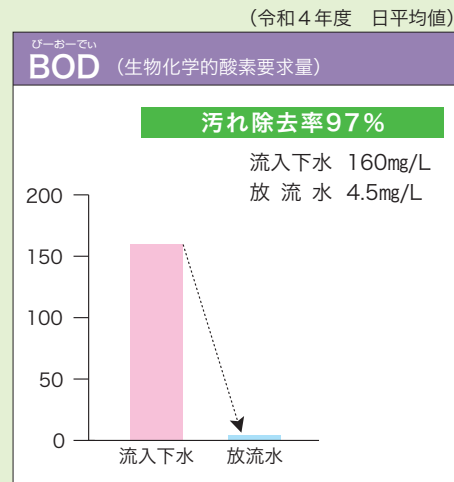
## ●流入下水・放流水の水質

下の図は、扇町水再生センターに流入した下水と処理した放流水の水質を比べたものです。

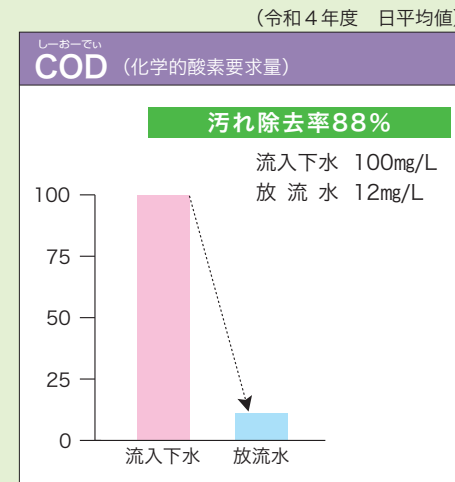
下水処理場では、適正な管理を行い、よりきれいな水を流せるように努力していますが、家庭や事業場等からの排水の水質レベルを守っていただくことや汚れの少ない水を流すことを心がけていただくことで、下水処理場の負担を減らし、経済的で環境に優しい良好な放流水にすることが出来ます。

おかげさまで扇町水再生センターでは、年間を通して排水基準を守ることが出来ました。

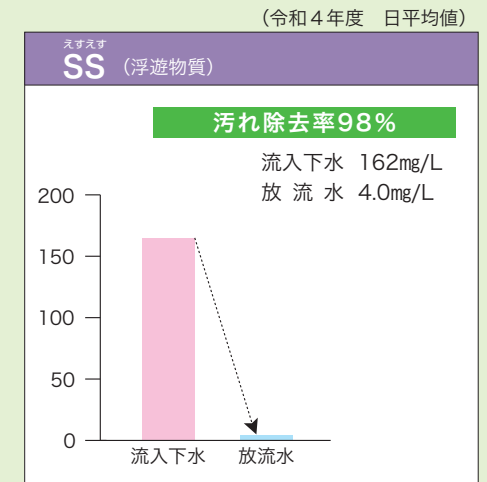
※排水基準：公共用水域(川や海)の水質を守るため、水質汚濁防止法(国)や生活環境の保全等に関する条例(神奈川県)に基準が定められています。



※排水基準：下水処理場から川に放流する場合、水質汚濁防止法で20mg/L(日平均値)、25mg/L(日最大値)の規制、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。



※排水基準：下水処理場から川に放流する場合、水質汚濁防止法のCODによる日平均・日最大値の排水規制はありません。ただし、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。



※排水基準：下水処理場から放流する場合、水質汚濁防止法で50mg/L(日平均値)、70mg/L(日最大値)の規制、県条例で70mg/L(日最大値)の排水規制があります。

## ●扇町しらさぎ広場 無料



### ●広場概要 (広場問い合わせ先：TEL0465-32-6477)

- ・開場時間 9時~18時(4月~9月)  
9時~16時(10月~3月)
- ・休場日 月曜日(但し月曜日が祝日、振替休日の場合は、その翌日)  
12月29日~1月3日  
悪天候・設備点検日は臨時休場
- ・主な施設 芝生広場、ちびっこ広場、遊具広場、ガーデニング広場、軽運動広場、噴水池、休憩所、トイレ
- ・面積 1.2ha
- ・駐車場 無料(31台)

※その他のデータは、公社ホームページに掲載しております。(URL <https://www.kanagawa-swf.or.jp>)